

令和元年9月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和元年9月5日(木) 14時00分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	池松教育長、廣田委員、浦川委員、前田委員、小松委員
出席職員	島村政策監、本田教育次長、中尾総務課長、小野下県立学校改革推進室長、竹中福利厚生室長、日高教育環境整備課長、上原教職員課長、木村義務教育課長、鶴田高校教育課長、立木児童生徒支援室長、分藤特別支援教育課長、山口生涯学習課長、吉田新県立図書館整備室長、草野学芸文化課長、松崎体育保健課長、高鍋義務教育課人事管理監、本村高校教育課人事管理監、小柳体育保健課体育指導監、林田教育センター所長、渡邊理事兼長崎図書館長
開 会	<p>(池松教育長)</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただいまから9月定例会を開会をいたします。</p> <p>本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。なお、本日は黒田委員が所用のため、欠席する旨、御連絡をいただいておりますので、御了承願います。議事録署名委員は、廣田委員、小松委員の両委員にお願いをいたします。</p>
前回会議録承認	<p>8月定例会の議事録は、各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(池松教育長)</p> <p>御異議ないようですから、前回の議事録は承認することにいたします。</p> <p>それでは、各委員、御署名をお願いいたします。</p> <p>本日、提案されている議題等のうち、第14、15号議案、協議事項(1)(2)につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により非公開として協議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>

教育長報告

「異議なし」と呼ぶ者あり

(池松教育長)

御異議ないようですので、そのように進めていきます。

まず、私の方から1点、御報告いたします。

教育長報告資料を御参照ください。

長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則で、臨時代理により処理しました事項について御報告いたします。

9月9日に開会の令和元年9月定例会に上程される議案の中の、教育委員会の案件の議案については、お配りしています教育長報告資料の2ページにありますとおり、8月26日付けで、知事から議案の作成についての意見を求められ、資料1ページのとおり臨時代理により、特に意見はない旨、回答をいたしました。

なお、議案の内容については、この後、総務課長から説明をいたします。

(中尾総務課長)

9月定例会県議会に上程される議案について御説明をいたします。

教育長報告資料1ページの記以下に記載のとおり、予算議案として補正予算1件、条例議案として1件でございます。

3ページを御覧ください。補正予算については、前回8月の定例教育委員会で御説明させていただいたとおり、諫早特別支援学校校舎3・4棟の長寿命化改修及び増築工事の令和元年度にかかる事業費で、併せまして令和2年度にかかる工事費として債務負担行為を設定しております。

5ページを御覧ください。第105号の条例議案につきましては、「第1 要旨」に記載しておりますとおり、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する欠格条項を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化することとされました。その所要の手續規定の整備が行われたことに伴うものでございます。

「第2 改正内容」を御覧ください。3つの条例を記載しておりますが、いずれも現行では、懲戒免職処分を受けた者や失職した者については、期末手当及び勤勉手当を支給しないこととし、成年被後見人等に該当して失職した者については、この不支給の対象から



選考結果を御説明いたします。

ただいま配布いたしました「令和元年度長崎県公立小・中学校管理職員選考試験データ 小学校校長候補」の資料を御覧ください。なお、その資料に関しましては、後ほど回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

その表につきましては、去る8月23日に、前田委員様に元データとの突合、確認をしていただきました。ありがとうございました。では、説明に入ります。表紙を1枚お開きください。

表の見方ですが、表1行目の1番左から、番号、順位、採点時に利用した仮の番号、受験申請時の受付番号、市町名等の順で項目があります。職名の欄ですが、教頭以外の職名につきましては、市町教育委員会に所属している者の職名でございます。「論文」の項目は、論文を160点満点で採点した点数です。その右横の「教育長」と記した欄は、市町教育委員会の教育長評価を100点満点で記載しております。さらにその右横の「勤評」の欄は、過去2年間の勤務評価の合計を40点満点に換算した点数であります。その横、「実績」の欄は、市町教育委員会の指導主事にある者に20点、大学院の管理職養成コースの修了、修了予定者に15点、主幹教諭、指導教諭の職にある者に10点を勤務評価の実績として加点している点数であります。そのもう一つ右横の欄の合計が合計点になります。満点は320点になります。この合計点の高い順に並べてお示しをしております。

小学校校長の一次合格予定者数は、64名であります。1枚開いていただきまして、2枚目の順位、64番目を見ていただきますと、その者の合計点は221点となっております。合計欄を見ていただきますと、同点の者が67番目までおりますので、ここまでの67名を一次合格といたします。

次に、中学校校長です。中学校校長の冊子を御覧ください。

表紙1枚開けてください。一次合格予定者を36名としております。順位36番目を見ていただきますと、この者の合計点が208点になります。小学校校長と同様に合計点の欄を見ますと、37番目の者までが208点の同点となっておりますので、37番目の者までを一次合格といたしました。

次に、小学校教頭です。小学校教頭の冊子を御覧ください。

改めて、項目の説明をさせていただきます。「筆記」の欄に、それぞれの筆記試験の点数、「論文」の欄には、論文試験の点数をそれぞれ80点満点で記入しております。「教育長」欄には、市町教育委員会の教育長評価を100点満点で、「勤務評価」の欄には、

これも校長試験と同様に過去2年間の勤務評価の合計を40点満点に換算して記入しております。また「実績」の欄も校長と同様、指導主事職の者に20点、大学院管理職養成コースの修了、修了予定者に15点、主幹、指導教諭に10点を加算し、合計320点満点で示しております。なお、「市町名」欄に「その他」とある者は、附属小学校、教育センター等、現在市町教育委員会や市町立学校以外に勤務している者です。また職名につきましては、教諭以外の主幹は主幹教諭、指導は市町教育委員会の指導主事、研修は教育センターの研修員等でございます。

では、小学校教頭の結果についてです。一次合格予定者は72名であります。1枚開いていただき、2枚目の中ほど、順位72番目の者の合計が227点であります。74番目までが同点でありますので、ここまでの74名を合格といたしました。

最後に、中学校教頭となります。中学校教頭の冊子を御覧ください。

一次合格予定者は、35名であります。順位35番目の合計点が231点、同様に38番目までが同点となりますので、この38名を一次合格といたしました。

定例教育委員会の冊子1の1ページにお戻りください。

小・中学校をまとめた一次試験の選考結果を示しておりますが、校長試験には288名、教頭試験には291名が出願し、一次合格者は、校長が104名、教頭が112名となりました。その内女性合格者は、校長が7名、教頭が18名の計25名で、昨年より3名増となっております。女性管理職員につきましては、本年度の教頭志願者が34名で、昨年度の22名から12名の増加となりました。このことにつきましては、今年度の管理職選考試験から変更となりました、「女性管理職員の再度の転居を伴う異動は、原則としてしない」こと。また、「これまで3年間であった名簿搭載期間を廃止した」ことにより、家庭の状況等に影響を受けやすい女性職員が受験しやすくなったためと考えております。女性管理職の増加は重要な課題でありますので、引き続き粘り強く取り組んでまいります。

今後の予定であります。二次試験である面接を10月1日から県庁行政棟3階で実施をいたします。最終的な名簿搭載予定者は、校長が83名、教頭が89名となっております。なお、二次試験の結果については、12月上旬に通知する予定であります。

(池松教育長)

ただいまの報告につきまして、御質問等ございませんでしょうか。

質

疑

(廣田委員)

報告事項(1)の選考方法、校長も教頭も論文があります。2ページを見ると、県立学校は課題論文となっています。統一の課題で論文を書かせていると思いますが、ただ論文と書いてあるのは、自由に論文を書かせて、点数を出しているのでしょうか。

(高鍋義務教育課人事管理監)

この論文は、課題を当日受験者に提示するようにしております。ですから、県教委が定めた課題で論文を書かせるということです。なお、高校ではあらかじめ提出してもらって審査をするということですが、小中学校の場合は、当日、本人に提示をしています。

(廣田委員)

どちらがいいのか分かりませんが、当日にぱっと問題を出されて論文を書くというのは至難の業かなと思います。県立学校は期間があり、自分の構想をまとめて論文が書けます。どうして異なるのでしょうか。

(高鍋義務教育課人事管理監)

論文の課題は、現在の学校教育課題についてのものを主に出すようにしておりますので、日頃の職務についてきちんと意識をもっていけば書けるという条件で書かせていますので、当日、本人が考えて書くことも一つの基準としているところでございます。

(廣田委員)

論文と名目を打つ以上は、事前に課題が分かっていた方が、管理職として、このようにしていきたいというような壮大な構想をもって書けるのではないかと思います。いいのかは皆さんの判断が分かれるところだろうと思います。

もう一つは、資料の中の実績のところに20点、10点とありますが、その基準をもう一度説明願います。

(高鍋義務教育課人事管理監)

現在、市町教育委員会の指導主事等の職についている者に20点、大学院の管理職養成コースの修了及び修了予定者に15点、主幹教諭、指導教諭の職にある者に10点の加点をしているということでございます。

(廣田委員)

実績点をもらった人の中には、落ちている人もいます。特に教頭先生の論文点が非常に低く、実績点をもらっているのに、合格点まで達していない人がいます。指導主事の方の選考を間違っているのではないかとも思いましたが、いかがでしょうか。

(高鍋義務教育課人事管理監)

元々、指導主事等に任用している者は、確かにこれまでの実績で能力がある者として任用しているところです。実際テストになると、自分の思いを十分に書き出せなかった、筆記でいえば、勉強していたところが少し違っており、点数が取れなかったということがあると思います。基本的に加点できる者は、優秀な点数を取っている者が多いという判断をしているところでございます。

(廣田委員)

この実績点というのは以前からあったのでしょうか。制度改革で実績点を与えるようにしたのででしょうか。ある意味、不平等のようにも感じました。

(高鍋義務教育課人事管理監)

これは今年度から取り入れた点数でございます。以前から、市町の教育長から、市町教育委員会の指導主事については、指導職として頑張っているので、任用についての配慮をしてもらうことはできないか、という御意見をいただいております。検討を重ねまして、勤務評価の実績として評価すべきであるという考えから、今年度から点数を入れたものでございます。

(廣田委員)

今年から入れたということで、是非追跡調査をして、本当にその人たちは実績があつて、そういう点数をもらっているのかどうかということを今後の選考の資料とするために、検討が必要ではないかなと思いましたが、申し上げました。

(小松委員)

1 ページ目にある「名簿搭載予定者」というのは、最終合格予定者ということでしょうか。

(高鍋義務教育課人事管理監)

そうでございます。最終的に名簿に登載する人数でございます。

(小松委員)

いつも、女性登用のことを言われていますけれども、女性の任用についても、ここで何人を任用するというような書き方はないのですか。

(高鍋義務教育課人事管理監)

任用につきましては、この合格者及び前年度までに登載されている者、それから教頭格と言いつつしていますが、現在教頭格を持っているものが、市町教育委員会の指導主事等の中におりますので、女性の数ということで、特に数を挙げるのは難しいかなと思っております。

(小松委員)

女性をなるべく多く登用するという目標があるのであれば、点数は点数として評価しながらも、ある程度目標をもった数字を書いていくのも一つの手ではないかと考えたので、発言しました。

それから、次の質問です。評定の中で意外と思ったのが、勤評です。40点満点に対して案外厳しいですね。20点台の方がたくさんいます。勤評というのは勤務評定ですか。校長先生、教頭先生になる者の勤務評定がどうしてこんなに低いのかなというのが、質問の一つです。

二つ目です。先ほど、廣田委員からの質問の中で、実績のところの加点ですが、勤務評定の一部と言われました。それが40点の内の20点とか15点というのが、あまりにも過大過ぎるのではないかと思います。

(高鍋義務教育課人事管理監)

これは、A、B、Cという形で評価をしていきまして、それが点数として表れます。Bという評価があれば十分その能力があるという判断でございますので、20点以下という者はありません。20点の後半ぐらいになると、それなりの評価を得ていると判断をしています。

また、実績が勤評の評価の加点として、大きいのではないかとこの御質問ですが、この辺は、先ほども申しましたように、それぞれの日々の実務としての努力点というか、活動を見たときに、それだ



けの職務をしていると、それだけの能力があるという判断から、妥当な線であると判断したところでございます。

(小松委員)

実績を勤務評定とあわせて見ますと、満点を取っても60点です。60点の内の20点を実績のところであげると、15点というのは、かなり大きな数字ですよ。

あと一つは勤務評定のところが、割合として厳しく査定されているのに、どうして安易にこのような数字を点としてあげているのかというのが、疑問に感じました。

(高鍋義務教育課人事管理監)

御指摘のように、全体として60点と考えて、その3分の1が実績ということになると大きいということですが、やはり、2年間の勤務評価の点数というものは、日々の全体像、ベースになるものでありまして、実績については、市町の教育長が、これだけ頑張っている指導主事の職務に対して、それだけの評価をしてもらいたいという思い、それから私も市町教育委員会の指導主事については、それだけの能力があるということで、この点数にしたところでございます。

(池松教育長)

勤務評価の3段階の割合を説明しますと、Bが普通以上の人たち、Aが特別良い人たち、Aが非常に極まれで少なく、Bの中でも良い人、普通の人がいるということであれば、今、小松委員の疑問の勤評の点数が低いというのは御理解いただけるかと思いますが、よろしいですか。

(高鍋義務教育課人事管理監)

割合というのは、SA、A、B、C、Dの5段階で評価をいたします。今、割合というのは持ってはいないのですが、概ね7割ぐらいはBということになります。

(池松教育長)

概ねその職責を果たしているということで、B。ですからSAは非常に優れているということです。通常その責任がBということになります。

加点については、女性登用とか色々なこともあって、今回御質問

等ありました。今後、追跡調査など引き続き内容を見て、延長課題ということでさせていただきたいと思います。

(浦川委員)

先ほど説明があったように、転居の面や3年間名簿登載を無期限にしたという非常に行政努力をされていることに感謝したいと思いますが、校長試験の中学校と小学校を見たときに、小学校で合計12名受けている中の、小学校の女性で、45番に一人いますが、こんなに成績が悪いのですか。

(高鍋義務教育課人事管理監)

これは、厳正に採点をした結果、こういうことになっているということでございます。

(浦川委員)

それは仕方がないことですが、長崎市で中学校の女性校長がいません。長崎市で一人も女性校長がいないというのが、ちょっと寂しいなと気になっていました。実力だから仕方がないとは思いますが、鹿児島県が女性管理職の登用を増やすということが目的で、男性も同じだと思いますが35歳になると管理職試験を受けてくださいとしています。若い時から学校経営についても勉強して実に簡単に大村の教育センターのような施設に「行ってきます」「管理職試験受けてきます」「みんな頑張ってるね」という感じのムードが、学校全体、県全体にあると聞きました。そして、長崎県でもこういった登載年数を無期限にするということです。頭が柔軟な間にしっかり勉強させて、学習しておけば、経営にも非常に力になる視点が開ける。そして、一定自分の状況が改善したら管理職になるというような意識付けも、ある面では検討してもらえればと思います。いろんな手法があると思うので、引き続き御検討いただければと思います。

それから、今後の日程の中に、面接が大きい話になってくると思います。新規採用試験の面接でも思いますが、非常にパターン化して、部下は上司を超えられないというのがあって、柔軟な発想をしたら、もう駄目となってくるし、もっと発想を、切り込む視点をもっと本当に柔軟にさせていただけるようにしてもらわないと、おもしろい人材も、社会の変化に対応できる人材もつかめないのではないかなという気がします。パターン化して特訓していくから、それをよしとされたら困ります。そして、勤務評定もそうです。今の校長先生のめがねにかなわないと、実に使い勝手が良くないと、いい点

数にならない。もうちょっと視点を上手にしていかないと、これからの社会を切り開く豊かな人材が、活躍できないなと思います。言うことを聞くのには都合がいいんだけど、それ以上のことはしないという人間が結構増えてくるので、そこら辺も含めて、面接の観点であるとか、少しずつ変化を取り入れていただきたいと思います。

(高鍋義務教育課人事管理監)

御指摘いただいたとおりのことだと思います。まず一つが、気軽といったら変ですけども、「管理職の試験を受けに行きます」といった、職場全体といいますか、教員の意識の醸成というのは必要だと思いますので、考えてまいりたいと思っています。あと、校長の意に沿わないとなかなかというようなこともありましたけれども、面接の段階において、かなりいろいろな角度から質問をして、思いを引き出そうという努力はしているところでありますので、今後も引き続き取り組んでまいりたいと思います。

それから、先ほどの加点のことについて、追加の説明をさせていただいてよろしいでしょうか。加点により、ボーダーラインを超えた者というのは、たくさんはおりません。つまり、元々優秀なものであったということで、実際に小学校の校長では、今回67名のうち4名が加点によって合格ラインに入ってきています。全体でいいますと、5%程度がそういう形で上がってきています。加点制度は人物を計るためのひとつ役割を果たしているのではないかなと感じているところでございます。

(池松教育長)

ほかに御質問等ございませんか。

報 告 (2)

ないようでしたら、続いて、報告事項(2)について、説明をお願いします。

(本村高校教育課人事管理監)

冊子1の2ページ、報告事項(2)「令和2年度県立学校校長・副校長・教頭選考試験の実施について」を御報告いたします。

「1 出願資格」につきましては、校長・副校長が教頭又はこれに準ずる職に3年以上の経験を有する者となっております。また、教頭が教職員として10年以上の経験を有し、年度末での年令が43歳以上の者でございます。

「2 出願状況」につきましては、校長・副校長が45名、そのうち2名が女性です。教頭につきましては63名で、そのうち8名

<p>質 疑</p>	<p>が女性です。出願状況は、全体、女性とも、昨年より少し増加をしております。なお、今後の選考につきましては、3番の項目にありますように、校長・副校長、教頭ともに、一次試験の課題の論文を審査したのち、二次試験の面接を12月に実施する予定でございます。</p> <p>(池松教育長)  ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんでしょうか。</p> <p>(小松委員)  教頭の出願資格が43歳以上とあります。このような規定をつくられた理由があれば教えてください。</p> <p>(本村高校教育課人事管理監)  43歳以上というのは、30歳前後で採用されて、そして10年ほど経験をします。その経験の中で、学級担任や、何らかの主任を務め、そして一通りの経験を終えられる年令が43歳位ということで、教頭の試験を43歳以上としているところであります。</p> <p>(池松教育長)  新卒基準ではないということです。採用されるまでに数回採用試験を受けています。考え方としては、採用された時に概ね30歳近くになっているので、10年経験をすると、43歳近くになるというような感じです。</p> <p>(小松委員)  年を重ねないと教頭にはなれないなと思いました。10年以上の経験というのは分かりますが、普通20代で採用になります。</p> <p>(本田教育次長)  高等学校の場合、採用数も少ないということあります。例えば、49歳で新規採用される時代でございます。22歳で大学を卒業してすぐというのは、本当に少ない時代でございますので、平均年齢が約48歳という集団が高等学校の教員でございます。43歳というのは非常に若いことになります。新採の平均が30歳を超える時代になりましたので、その上での43歳でございます。</p>
------------	--

(廣田委員)

私も小松委員と同じような考え方ですが、全国の状況を教えていただきたいと思います。例えば、東京都であったら、管理職にどのくらいの年令でなっているのか。43歳というのは、遅いような感じがします。今の時代の流れの中では、例えば30代の教頭がいてもいいのではないのでしょうか。九州各県だけでもいいので、九州内の教頭の年令というのは、何歳からなっているのかということをお教えしてもらえればと思います。

(本村高校教育課人事管理監)

先ほどの43歳のところで、付け加えです。次長も申されましたように、教諭の平均年令が、約46歳、47歳になっております。若い方が志願しにくい状況もあるのかもしれませんが。

なお、九州各県の教頭の選考試験の年令につきましては、「制限なし」というところも8県中2県ございます。それ以外の6県につきましては、40歳、43歳、44歳、45歳と各県で異なります。長崎県の43歳は九州のなかでは、平均もしくは、平均より上になります。

(池松教育長)

データはありますか。

(本村高校教育課人事管理監)

あります。後程準備いたします。

(池松教育長)

受験年齢と平均年齢、そういうデータの提出をお願いします。ほかにございませんか。

報 告 ( 3 )

ないようですので、続いて、報告事項(3)について、説明をお願いします。

(立木児童生徒支援室長)

冊子1の3ページを御覧ください。報告事項(3)「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の取組結果について御報告をいたします。

まず、「1 概要」に示しておりますとおり、5月から7月の間に各学校で教育週間を設定し、今年度は特に重点目標として、情報モラル教材「SNSノート・ながさき」を活用し、情報モラルについて学ぶことを通して、相手の立場に立った言動の大切さを気づい

質 疑	<p>たり、命を輝かせて生きようとする心情を育むとして、学校や家庭、地域、関係機関が連携して取り組んでいただいております。</p> <p>実施状況は、3ページの中ほどから記しております。期間中に学校に訪問していただいた方の数、すべて延べ数になりますけれども、昨年度より5,802名多い、約11万人となっております。また、校種によって、前年度との増減はございますけれども、本教育週間の企画や運営に協力いただいた方の数も、全体で1,706名増加して、約2万2,000人の協力を得て開催することができております。</p> <p>3ページの下段から4ページにかけて記しておりますけれども、各学校では、(2)に示しております重点項目、5項目ございますけれども、その内容に従いまして、「生命を尊重し、大切にしている心情の育成」であるとか、「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」という意識の育成などにかかる取り組みが行われております。</p> <p>本教育週間の取り組みにつきましては、平成16年度に始まっておりますので、今年度で16年目を迎えております。この間、各学校、家庭、地域の協力の下で、地域をあげた心豊かな長崎っ子の育成への取り組みがなされてきているものと考えております。なお、4ページの下段には、参考として、令和元年度の全国学力・学習状況調査の質問紙調査のうち、本教育週間に関連した結果について記しております。上から順に、「人の役に立つ人間になりたい」、「いじめはどんな理由があってもいけない」、「自分には、よいところがある」のこの3項目いずれにつきましても、長崎県につきましては、小中学校どちらも全国平均よりも上回っている結果が出ております。今後とも一人ひとりの子どもの命を大切にすることをしっかりと育むために、家庭や地域との連携を引き続き図りながら、各学校における心豊かな長崎っ子の育成に向けた取り組みを推進してまいりたいと思います。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの報告に対して、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>平成16年から始まって、実に16年間、この教育週間が続いているという報告がありました。今年、学校に行ってみて、「SNSノート・ながさき」を活用した情報モラル教育について、なかなかユニークなことを各学校やっておられて、いいことだなとは思いま</p>
-----	--

すが、この教育週間というのが、未来永劫続けていく予定でしょうか。と、申しますのは、学校はものすごく忙しくなっていると思います。この教育週間一つ取ってみても、ものすごいエネルギーを使って、各学校が一生懸命やっておられるというのは分かります。やらなければいけないことが増えていき、学校、先生方がパンク寸前なのではないかなと危機感を持っています。これが未来永劫ずっと続いていくのか、例えば20年なら20年経ったところで区切りをつけるのか、あるいは、同じようなことを続けていっても、あまり意味がないかと思うので、少しずつ変革を加えていき、学校に負担のないような形で実施していく方がいいのではないかとも思います。ただ、学校への協力者が増えているというのは、一定評価していいと思います。そのような動きが出てきているということは評価しながらも、学校の負担をできるだけ取り除いていくということをやって欲しいというような思いから、申しました。

(立木児童生徒支援室長)

御指摘、御意見ありがとうございます。少し繰り返しになりますけれども、平成16年から、これまで16年間続けてきております。今申し上げたとおり、やはり、子ども達の成長、本当に数値的には一端を示しているのに過ぎないと思いますけれども、こうした数値的のところ、そして今委員からも御指摘いただいたとおり、学校だけではなくて、地域や家庭、そして多くの方々が協力をしていただいで、こういった取り組みができています。そういった意味で、本県の特徴ある取り組みとして、一定の成果を上げてきていると、私どもとしては考えております。また、こうした取り組みが、過去に起きた痛ましい事件を決して繰り返さないという、我々の強い思いの元に、これからの社会を担う子ども達が、命を大切に作る心であるとか、思いやりの心を育成するために、この教育週間の取り組みというのは重要なものであって、これからも続けていければと考えております。

ただ、御指摘いただいたとおり、マンネリ化を繰り返して、ただやることだけが目的化しないよう、また、各学校、教職員の負担軽減ということも考えながら、実施したいと考えております。

(浦川委員)

今、議論されているように、これは平成15年の事件のときに、緊急対策会議で提案された3項目の中の1番目に、「子どもは地域で守らなければいけない」という、その総力戦の具体化として事業

化されたもので、私も初めの頃の教育委員会の席では、マンネリ化しないようにという意見を随分申し上げてきましたが、随分と内容が重点化されてきていると感じます。3ページが一番下の④、家庭・地域・関係機関等と連携して企画・運営をPTAも含めて一緒にやらせていくということは、拠点として子どもを守らせる意識をしていかないと、途切れてしまうところもあります。

だから、4ページに次年度へ向けた取組の、重点化を鮮明にしながら、誰に何をどうさせていくかというところの、やり方はよく考えてもらって、軽減化を図っていく必要はあるかと思いますが、子ども達を守っていくという、学校の役割の大きな話だと思います。長くする必要はないですが、重点化して集中的にやって、人を繋ぎながら、子ども達を意識改革していくということは大事だと思いますので、これからも改善を重ねながら頑張っていたいただければと思います。

(前田委員)

この「長崎っ子の心を見つめる教育週間」は、役員をしていたときから携わってきました。学校負担を減らしたいということをおっしゃいましたが、運営委員会の中で、今年度はどういうことをやっていきましょうか、ということをお話を、学校とPTAで話をして実施しました。学校側に全て負担をかけるわけではなく、PTAが中心になってやっているところもあると思いますし、この事業をなくすとすると、地域の方々が学校へ来るという機会もなくなってしまう。地域の方は、小学校、中学校、子ども達がどのような授業を受けているのだろうか、どのような状況にいるのだろうかというのは、こういう機会でもないとならないので、普通の授業を実施している姿を地域の方に見せる一番いい機会だと思います。これがないと、恐らく、こういう学校で取り組むべきということがなくなってしまうのではないかなと思います。学校と家庭と地域が連携と言うのであれば、この企画というのはずっと続けていく必要があると思います。特に、地域の方の協力がないと、子ども達は育っていかないということもあるので、私はこのまま続けていただきたいなと思いますし、どのような取り組みをしようかというのは、保護者も地域も含めたところでの話し合いをもっと持っていて、そして、地域の方の協力もたくさんいただくような状況とか環境を作っていくのも大事なのではないかなと思っています。



報 告(4)

(池松教育長)

ほかにございせんか。今、様々な御意見が出ましたので、次年度に向けた取組、内容までいくのかどうか、方向性なり、そういった今後どんな展開をやるべきなのかということについては、別途、教育委員会でも議論したいと思います。

御質問がないようであれば、続いて、報告事項(4)について、説明をお願いします。

(渡邊理事兼長崎図書館長)

報告事項(4)「令和元年度第1回長崎県立長崎図書館協議会の会議結果について」御報告申し上げます。資料5ページを御覧ください。

まず、この協議会の位置付けについては、資料5ページの一番下に、「※参考」として記しております。図書館法という法律があり、「図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる機関」となっております。いわゆる地方自治法によるところの附属機関、審議会と同様のものとお考えいただければ結構です。

では、上に戻ります。開催日は8月27日、場所はミライオン図書館でした。出席者は、長崎県立長崎図書館協議会の委員9名です。委員の方は10名委嘱していますが、この日はあいにく非常に天候が悪く、離島にお住まいの委員の方が、飛行機が欠航のため出席できなかったため、9名となっております。事務局側が、館長、副館長、各課長等でございます。「会次第」は、そこに書いたとおりです。

「5 概要」に移ります。一つ目の○印ですが、委員長と副委員長は委員の互選により選出するということが決まっておりますので、その結果、松尾委員が委員長、副島委員が副委員長として選出されました。松尾委員は、学校教育関係者として委嘱されている方で、長崎市立南長崎小学校の校長先生でいらっしゃいます。副島委員は、社会教育の関係として委嘱させていただいております、松浦市の市立図書館の館長さんでおられます。委員長の議事進行の下で、長崎図書館の現状についての説明、平成30年度の事業報告、令和元年度の経営目標及び主要事業計画等の説明について事務局から御説明をいたしました。その後の質疑応答の中で出た主な御意見をその下に4つ上げております。意見と書いておりますが、質問も含まれておりました。

1つ目の「・縣市一体の運営について」、これは、ミライオン図

質 疑	<p>         書館の運営についてですが、これは御意見というより御質問でしたので、組織機構も含めて御説明を申し上げました。       </p> <p>         それから、2つ目の「・県立図書館の市町支援について」ですが、これは県の役割として、市立図書館や町立図書館とコミュニケーションを密に取り、その市立、町立図書館の補完や連絡調整というのは非常に大切な仕事であるという御意見でございました。       </p> <p>         3つ目の「・課題解決支援と職員の研修について」、これは2人の委員から御意見があったのですが、まず、課題解決支援サービスについては、イベントが非常に多くなりそうにみえるが、これは負荷が大きいので、他の業務へのしわ寄せが出ないか心配であるという御懸念が一人。それから、もう一人の方からは、職員の能力が問われる業務だと思うので、職員の研修などもしっかりやったほうがよいのではないかという御意見でした。それから、郷土資料センターにつきましては、これは重要な仕事なので頑張ってくださいという御意見でございました。       </p> <p>         今後の予定ですが、この図書館協議会は年に2回開催を予定しておりますので、今回は、令和2年2月頃に開催予定ということにしております。       </p> <p>         (池松教育長)          ただいまの報告に対して、御質問等ございませんでしょうか。       </p> <p>         (廣田委員)          縣市一体運営というのは、うまくいっていますか。          それと、県立図書館の蔵書と大村市立図書館の蔵書、今後、どうなっていくのか。          それと、予算配分を一体化するのであれば、県立、大村市が全部一体化されると思います。図書費等が、どのくらいの比率になっているか分かりますか。       </p> <p>         (渡邊理事兼長崎図書館長)          お尋ねいただいたうち、前半部分の、縣市一体の進み具合、それから蔵書については私からお答え申し上げます。          まず、縣市一体型図書館の準備ですが、同じ事務室で県の職員、市の職員が机を並べて仕事をしております。図書館協議会の場でも御質問がありましたが、組織機構が県と市で違っておまして、県の方は、図書館の中にも総務課ですとか、資料課ですとか、課制を採っております。       </p>
-----	--

一方、大村市の市立図書館の方は課制がないということで、ミライオン図書館では業務ごとにグループ制を取っています。例えば、県立図書館の総務課の職員と大村市立図書館の職員の一部の人が総務グループということで、総務的な業務を担当します。一方、資料の受入れや整理については、県立図書館の資料課の職員プラス大村市立図書館の職員の一部が資料グループということになっています。

準備状況については、コミュニケーションが密に取れております。やはり、同じ事務室で仕事をしているというのは大きいと思っています。難しいのは、ミライオン図書館、ちょうど一月後、10月5日開館ですが、この開館にあわせて新しく取り組む事業がいくつもございます。これは、県も市もこれまで経験したことがない仕事に取り組むということですので、ここは現場の職員も試行錯誤、手探りをしながら準備をしているところです。今まで行ってきたことを一緒に行うということであれば、刷りあわせをすればある程度できますが、まったく経験ないことにこれから新しくトライしていくところが難しいです。ただし、これは今回の一体型図書館に限ったことではございませんので、ここは全力で取り組むことになると考えています。

蔵書につきましては、当然予算を投じて購入するものですので、県と市それぞれの蔵書がデータ上、裏では分かれています。ですから、本棚に並んでいる本も、この本は県の蔵書、この本は市の蔵書と分かれています。ただ、実際に閲覧室や書庫に並んでいる本は区別せずに混ざって分野ごとに並んでおります。ですので、図書館を利用される方は県の本か市の本かということは意識する必要することなく御利用できることになっております。

(吉田新県立図書館整備室長)

予算につきましては、先ほど館長が申し上げたように、県の本、市の本としてそれぞれ購入いたしますので、それぞれ持っております。ただそれぞれの選書、購入の方針というのがございまして、大村市は、市町立図書館として必要な本、いわゆる人気本といいますか、文学であるとか、そういうものを購入します。

また、県は市町立図書館支援という県立図書館の重要な役割もございまして、市町立図書館で買うことができないような高価な本や、専門書を選書して購入するという形で役割分担をし、それぞれで予算化をしております。当然調整をして買いますので、重複することがないようにしております。

(廣田委員)

心配なのは、県立の場合は、大村市と一体となったことによって予算的に楽になるのか、あるいは、大村市が得をする、本を買わなくなるとか、私はその辺がよく分かりません。私はどちらも、蔵書に関しては予算を減らさずに、むしろ大村市も増やすし、県立も増やしていく形で県民全体に本を提供していくというのが望ましいと思うのですが、その辺は心配ないですか。

(吉田新県立図書館整備室長)

先ほど申し上げた方針がありますので、毎年の予算査定で、その必要性を申し上げながら、予算の確保にはそれぞれ努めていきたいと考えております。

(廣田委員)

県立も大村市も図書館の予算はできるだけ確保するようにお願いしておきたいと思います。

(浦川委員)

この協議会は館長の諮問に応じながらサービスについて検討していく機関ではあると思います。新しく館長が来られて、それに応え得るような諮問内容であり、それに応え得るだけの提言力のあるメンバーが決まったばかりで任期が何年かあるんでしょうけど、どうぞ存分に諮問内容を問いかけて、そういうスタッフもこれから時があれば抜本的にもっと入れ替えてみるとか、例えば、まちづくり、地域づくりの観点からの活躍した人を入れてみるとか、いろんな視点から活躍をしていただければと思います。

(池松教育長)

ほかにございませんか。

報 告(5) ないようであれば、続いて、報告事項(5)、(6)について、  
報 告(6) 一括して説明をお願いします。

(小柳体育保健課体育指導監)

報告事項(5)(6)について、一括して説明いたします。

まず、(5)「第74回国民体育大会について」、ただいま配布しております資料を御覧ください。

本国体の予選である九州ブロック大会が、佐賀県を主会場に開催

されました。昨年は、21競技、47種目の獲得でしたが、今年は24競技、47種目のブロック突破となりました。昨年より競技数は3競技増加しましたが、種目数は昨年と同数となりました。来年、国体開催の鹿児島県が代表権数を伸ばすだけでなく、2023年の開催の佐賀県も獲得権数を伸ばすなど、九州内の競技レベルが向上している状況です。その中でも、本県は、ボート成年男子、少年女子、スポーツライミング成年女子、ソフトボール成年男子・少年男女、ライフル射撃少年女子、剣道少年女子、バドミントン少年女子、アーチェリー少年女子、ホッケー少年女子、バレーボール少年男女の種目が、ブロック大会1位の成績を収めて、いずれも全国上位のレベルにありますので、本国体でも活躍が期待できると思っております。茨城国体に向けては、大会までに残された期間で更なる強化を図りながら、総合成績20位台復活を目指して頑張りますので、声援よろしく願いいたします。

また、先に御案内いたしました、国体結団壮行式を来週の水曜日9月11日に県立総合体育館において開催する予定ですので、御臨席のほどをよろしく願いいたします。

続きまして、冊子1、7ページの報告事項(6)「令和元年度全国中学校体育大会の結果について」御報告いたします。

本大会は、今年は近畿地方各県で開催されました。その結果につきましては、8ページの入賞者一覧のとおりです。

今年は、昨年より2つ少ない、2つの団体が入賞を果たしました。バレーボール女子の諫早市立諫早中学校とソフトテニス女子の長崎市立東長崎中学校が5位に入る活躍をいたしました。

個人種目では、昨年と同じく5種目入賞しましたが、中でも水泳競技女子200mバタフライで、松浦市立志佐中学校の太田紗彩選手が準優勝、陸上競技女子100mハードルで、長崎日本大学中学校の宮崎叶和選手が県中学新記録で3位、剣道競技男子で、長崎南山中学校の山口拓選手が同じく3位入賞を果たしたことは、今後のさらなる活躍を期待しているところでございます。今後とも各関係競技団体と連携を図りながら、ジュニア層の強化に取り組んでいき、本県競技力の向上に努めていきたいと考えております。

(池松教育長)

ただいまの報告について、御質問ございませんでしょうか。特にないようであれば、以上で、報告事項を終了いたします。

次の議案審議会は、非公開で行いますので、報道関係者の方は退席をお願いいたします。

議題（秘密会）

（別紙議事録）

協議（秘密会）

（別紙議事録）

午後 5 時 2 8 分、本日の会議を終了